クロスボウは（通称：ボウガン）所持禁止になります。

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が**原則禁止・許可制**となります。

令和４年３月15日以降、**不法に所持した場合、罪に問われます！**

（３年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

自宅などにクロスボウを所持している場合は？

令和４年３月15日から令和４年９月14日までに許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。（期間内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。）

具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は令和４年３月15日以前でも受け付けています。）

AICHI POLICE 愛知県警察